

## 令和2年度第3回 沖縄県公共工事入札契約適正化委員会 議事概要

開催日及び場所 令和3年1月6日(水) 県庁11階 第1・2会議室

出席者氏名

委員：島袋秀勝、川崎和治、三刀屋淳、上原道子、武元奈美、友利清和

再苦情申立者：日新電機(株)・コザ電気(株)特定建設工事共同企業体

代表者 日新電機(株)沖縄支店長

県側説明者：下水道課長、下水道事務所長

審議事項：再苦情申立について(土木建築部1件)

審議内容：一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料の事後審査において、「入札参加資格なし」としたことについて

### 議事概要

#### 1. 再苦情申立者からの説明及びそれに対する質疑

##### ○再苦情申立者

再苦情申立者から再苦情申立書に沿って、発注者(県)の一般競争入札参加資格がないと認めた理由説明等に対する不服について説明があった。

##### 各委員からの質疑

○委員 6年前に一度企業局で工事を請けたのですよね。

##### ○再苦情申立者

企業局の工事は今年度の工事で、このときには分割してよいという話でした。

6年前は、同じ土建部の案件で、構成員の技術者の分割について口頭で了解をいただきました。

ただ、そのときに技術者が工期を通して配置できました。分けて配置することはなかった。

○委員 ほかの工事で、分けて配置というのはありましたか。

○再苦情申立者 それは残念ながら実績はないです。

○委員 ないんですか。

技術者をもし分けるとなると、人数は幾らでもいいというふうな考え方にも、極論とし

てになってしまう可能性もありますよね。

**○再苦情申立者** まず国交省は、監理技術者マニュアルのほうでも、製作と現場を分けてもいいということは書いてあります。そこは何人でもいいというのは書いてありません。

**○委員** 分けてもいいというのは書かれているが、人数までは書いてないと。

**○再苦情申立者** はい。ただ、原則としては1名が望ましいのは土建部からも御説明いただき、確かにその文言もあります。1名が望ましいが、入札の不調やいろいろあるので、製作と現場で分けてもいいですと。

土建部としては、メーカーに対してはそうだけでも、地元の業者に対しては、県内にはたくさん業者があるし、技術者もたくさんいるので、いろいろ探せば業者は見つかるのではないとも言われました。役所の立場としてはいろんな地元の業者に受注機会を与え業者を育成するのも1つの職務という思いがある。そういう説明はあったんですけど、新しいところと一緒に難しい工事をやりましょうかと言ってもなかなかスムーズに行くものではないので、従来から慣れ親しんだ業者とJVを組むというのが実情です。

**○委員** 公告で主任技術者を専任で配置というのを、工期を通して1名ということではなくて、工期を通して何らかの形で主任技術者を配置すればいいというふうに取ったんでしょうか。この点はいかがですか。

**○再苦情申立者** 専任をしない期間というのは物を作ってる期間、この期間は専任でなくてもいい。現場が入ったら専任で1名だと理解しています。

ですから、専任を要しない期間は、代表者側は、通常で言えば設計士だとか、工事で物を作るまでの監理者として専任するんですけど、構成員の場合であれば、地元の現場のほうは何も動いてないので、その期間は別の者を専任で上げてもいいと、企業局ではそういう理解で運用されてますし、下水道事業団につきましても同じような、分けてもいいという運用をされてます。

ただ、県の土建部としては、地元では工期を通してやっていただくほうが品質的にいいという期待を持たれているというのはお伺いしています。

**○委員** それはいつの時点で聞いたわけですか。

**○再苦情申立者** 苦情申立の説明会のときにお伺いしました。

**○委員** 私が問題にしているのは、公告の段階で、専任で配置できることということについて、そちらのほうとしては今御説明にあったような理解をなさったということですか。

○再苦情申立者　　そうです。

○委員　　県の土木部のほうとの間で、解釈が違ったという理解でいいのでしょうか。

○再苦情申立者　　専任という意味では、現場というのはあっているんですけども、工場製作の期間も同じ人を通してというのが、我々のほうと県土木との認識が違っていた。

○委員　　以前2人の方に分けて配置について県から承諾を得たということですがけれども、実際にはお2人ではなくて1人でしたか。

○再苦情申立者　　そのときには1人でできる方がいて、現場に慣れた方だったので分ける必要がなく1人にしました。

　　今回は工期を通して配置できる方が公共工事の現場の経験が少なかったもので、より公共工事の経験があるBさんと、現場期間に出ればよりよい施工ができるという考えでやりました。

○委員長　　何か最後に言いたいこと等はありますか。

○再苦情申立者　　我々としてもよりよい施工をしようと思ってやってきたので、もう契約は覆らないとは思いますが、今後の工事に当たってよりよい方向の文書、こういった齟齬が起らないようになればいいと思っています。

○委員長　　ありがとうございました。

(再苦情申立者退室)

## 2. 県からの説明及びそれに対する質疑

(県側説明員入室)

### ○下水道課

　　下水道課から、苦情申立に係る回答書、監理技術者制度運用マニュアル（抜粋）に沿って、再苦情申立者を入札参加資格がないと認めた理由について説明があった。

### 各委員からの質疑

#### ○委員

　　先ほどの業者の話では、特定JVの代表者以外の主任技術者の専任のことで、括弧で専

任を要しない期間を除くとありますね。この辺ですごく勘違いをしたのではないかと思います。

業者の方は、国交省がそうだとか、企業局がそうだったとか、どの発注機関でも同じでやるべきと思われたのかもしれませんがね。

でも、本来は発注機関によって工事の内容がそれぞれ全部違うわけですから、同じだという考えになるのは少し甘いかもしれないと思いました。

この判断を下す前に、県のほうは向こうにコミュニケーションはなさったんでしょうか。そういうことはなしで、すぐ文書で通知したということですか。

**○下水道課** 我々としては、入札参加資格の申請書類の提出期限が来た後、その確認をした際、2人配置されていたため、入札参加資格委員会の中で審査をしていただいて、その結果、参加資格が無いという通知をさせていただきました。

その前段において、事業者への確認をやったという事実はありません。

**○委員** 建設業者を指導し育てるという意味で、注意や説明をするとか、そういうことは今後もないんでしょうか。

**○下水道課** 求めてらっしゃることは感情的にはよく理解できますが、ただ、競争入札を行う中で、特定の事業者に対して、申請書類を変更したほうが良いということをやると自体は、やはりはばかれるというか、あくまでも提出された書類に基づいて、資格がない者は資格がないという厳正な審査をさせていただくのが、我々の務めであると理解しております。

**○委員** 今回土建部では国交省のマニュアルに従ったらこういう形で結果が出たということですよ。

それで、企業局はどこで管理で動いてるんですか。国交省ではないということですか。

土建部では1名だけど、企業局は2名でオーケーだったという、その説明がちょっと分かりづらかったのです。

**○事務局** 土木建築部に関しては国土交通省所管となっております、国土交通省所管において作成した監理技術者マニュアルを原則として使っております。

ただ、企業局では、企業局において考えられてると思います。土建部から企業局に対して同じようなものを使いなさいということではないので、あくまで運用に関しては各部署のほうでの対応になると思います。

**○委員** 申立者が6年前に一度、2人配置について、書面ではなかったが、口頭で承諾があったと言った。もしそれが事実なら、組織としての教育に問題があるのかなど、全員にこの通知が行っているのかという問題があると思います。

そういう考えで今回の意見を聞いてますと、確かにマニュアルを見ていると今回の判断は当然だと感じます。でも企業が言ったことを勘案しますと、県のほうに落ち度はなかったのか、その点はいかがでしょうか。

**○下水道課** 過去の担当者が「2人でもよい」と言ったという事実に関しては、確認できませんでした。そういった意味では、あったかなかったか分からない事実をもって、県に落ち度があるとは認識しておりません。

本来公告に関する質問は、正式に、疑義があれば書面で質問していただくというルールに従ってやっております。それは県の各工事を担当している者であれば当然認識しているところであり、教育の不足という認識はありません。

**○委員** 苦情申立に係る回答書によりますと、配置予定技術者の要件等についての質問は、この業者からなかったということですが、その他の事項についても質問はなかったのですか。

**○下水道事務所** 今回の入札で質問があったかということについて、あったかどうかは今確認できてない状況です。

**○委員** これに関しては、なかったんですか。

**○下水道事務所** 今回のこの疑義に関する質問はありませんでした。

**○委員** ほかの入札参加者からの質問もなかったということですかね。

質問の内容が今分からないということですが、今回の疑義を類推できるような類いの質問もなかったということですか。

**○下水道事務所** ありませんでした。

**○委員** まず入札に参加を希望する者にとっては、公告というのがすごく重要な案内文書だと思うんですけども、とりわけ参加資格の審査が入札前ではなくて、入札後に行われる事後審査の場合に、参加希望者自らが要件を確認して事前にきちんと準備ができるように、公告内容というのは明瞭である必要があると思います。公告の記載の中で、発注者の意図を明確に示しているという説明がありましたが、そこがうまく伝わっていないため、

発注者と申出人で齟齬が生じてしまったと思われるんですね。

そもそも公告に記述されるべき参加の要件について、解釈する必要があるような記述形式というのを極力避けるべきと考えるんですが、その辺はどうでしょうか。

**○下水道課** まず我々は、ある程度定型的なフォームがありながら、そこに我々の工事としての必要な要件を差し込んでいって、公告資料というのを作っていくこととなっています。

プラント設備工事においても基本的にはこういうスタイルでやってきて、これまで実績として、このような勘違いをされた入札というのは、ほぼ無いんです。

そういう意味で言ったら、各企業で一応それを理解されてやっているという実績もあることから、我々としてはこんな基本的なところで間違えたこと自体が、原因がよく分からないのですが、今の段階で何かしらここに記載をしないとイケないというような形の課題としては認識しておりません。

**○委員** 今後、改正していくべきものではない、今後こういった齟齬が生じる可能性もなかなか考えにくいという認識でよろしいでしょうか。

**○下水道課** ただ、実際に、今回せっかく価格的に一番低く入札していただいた方が失格になったことは、我々も改善する余地はあるのだろうなということは感じています。

ですから、今後どういう形がいいのか、はっきり今申し上げることは難しいんですが、改善の検討については、同じようなミスが生じないような対策は、これができるかどうか真摯に検討していきたいとは考えております。

**○委員長** 公告の3ページの記載方法で、JVの代表者に関する規定が、資格区分として原則として専任と規定されていて、例外としてイで記載があり、構成員は原則のみで例外的な規定はないという記載方法なんですけど、これで一般のJVの方々は、実際に内容を読み取れているんですか。

**○下水道課** 先ほどと同じ答えになるんですけども、これまで我々もプラント工事を毎年発注していく中で、こういうミスが起きたという事例がなかったのも、各企業にはもちろん理解していただいていると考えています。

**○委員長** 先ほどの再苦情申立人からの説明と、再苦情申立書から見ると、どうも再苦情申立人は、現場で資格者を2名とすることによって、より充実した現場監督・現場配置を意図していたようにも思われるんですけども、こういうところから逆に、もっぱら入札者のほうからそういう説明を求めないといけないのか、それとも、今まで議論に出てきた

ことですが、課題が出てきたときに、県側のほうからもそういう確認を求める必要があるのか、この点はいかがでしょうか。

**○下水道課** 今回我々としては、代表構成員である監理技術者について、入札の不調・不  
落対策で、要件緩和の必要性については認めているところでした。

一方、公共工事として、やはり品質の確保や、施工の安全面という観点から考えた場合  
には、お1人の方がしっかりと現場を責任を持って実施していただくという原理原則があ  
ると考えております。

その意味で、国土交通省の定める、技術者等については原則1名が望ましいということ  
はやはり大事だと考えております。

一方、2人でないとできないような課題があるような条件になった際には、何かしらの  
対策を検討していかないといけないとは感じております。

**○委員長** もっぱらやっぱり入札者のほうから問合せがあつてしかるべきだという考  
え方になるわけですかね。

**○下水道課** はい。本工事入札公告に関する事なので、我々としては書くべきことは書  
いているので、もし品質を上げるために2人でやりたいと意図しているのならば、やはり  
質問していただく必要があつたと理解しております。

**○委員長** それでは、どうもありがとうございました。退室いただいて結構です。

(県側説明員退室)

### 3. 委員間協議

**○委員長** それでは、本日の再苦情申立人、それから県側の説明は何いしました。本日は  
この審議について結論を早急に出さないといけないものですから、委員の先生方の御意見、  
また基本的な考え方について意見を伺えればありがたいですけど。

**○委員** この委員会が出された結論がどういう影響がありますか。

**○事務局** 委員会での結論としての意見書を、審議依頼をした土木建築部長に提出しま  
す。土木建築部長は委員会の意見書を尊重して、土木建築部長が再苦情申立者に回答をす  
るという形になっています。

**○委員** 尊重してというのは、この委員会が出された結論で最終の結論とするという理  
解でよろしいんですか。

**○事務局** そうなる可能性は高いとは思いますが、委員会の意見を踏まえて、今回の所

管部である土木建築部で再検討してからの回答になりますので、結論が必ずそうなるという事は、今申し上げることはできかねます。

今回の意見書も、それから議事録も公表しますので、土木建築部ではそこを踏まえてしっかり対応していかないといけないと思っております。

**○委員長** 既に次順位の落札候補者が落札をしているという状況ですよね。

**○事務局** はい。

**○委員長** 入札資格があったという結論を出したときには、相当難しい結論になる可能性はありますか。

**○事務局** 最終的に県の結論として、資格有りという結果になった場合には、県は正当な落札者と契約することになりますので、今現在契約している次順位のところのほうは、協議になりますけれども、契約解除等を協議して、損害がもしあれば損害賠償なり、あとは再度の発注になるかと思えます。

**○委員** 工期はどうなっていますか。

**○事務局** 工期は契約締結から450日間で、12月7日付で契約、工期が翌日12月8日から令和4年3月2日までになります。

**○委員** もう始まっていますね。

**○事務局** はい。

**○委員** 下水道課のほうは、資格に関する事項の文言を企業側は理解して全て把握しているとしているのは、これは何か勉強会をしているんですか。それとも、それはなくて各企業独自で理解しているということですか。

**○事務局** 土木建築の公告に関しては、国の通知を参考に標準の公告というものを定めております。公共の工事を請け負う場合には監理技術者等は専任で配置するというのが建設業法で定められています。なので、標準公告では、監理技術者等は専任で配置することというのがまず標準であります。

ただ、要件緩和ということで、専任をしない期間がある場合には、公告にその旨を括弧書き等で記載し、特記仕様書には専任期間を要しない期間や、どういった場合かということに記載するという、これが基本の土木建築部の標準公告という形になっています。

**○委員** 企業はどうなんですかね。先ほどいただいたマニュアルは、企業は全て読んでそれを理解していると考えていいんですか。

**○事務局** 先ほどの監理者マニュアルは、国から各都道府県、それから建設業関係団体へ



も通知がっております。

土木建築部ではこれまで同じような形で公告をしており、特に今回のような苦情等が出された事例は確認されていません。

ですので、企業のほうもそこは理解しているものと考えております。

**○委員** でも、事実苦情が出てきたということは、勘違いしていた企業が1社はいたということですよ。

そうすると、ゼロではないので、今回の場合だと企業が事前に質問をしておけば何かしら変わったのかなと思うんですけど、どちらも分かるだろうというので進んでしまって、こういう結果になったのかなと思います。

多分企業としては、公告を読んでもよく分からない点があったりはすると思うんですよ。それに対しては、質問してくださいというふうに言うしかないのかなと、今回の事案を見て思ったんです。

**○委員** 公告での参加要件について、解釈を要するような記述のやり方というのはやっぱり避けるべきだと、私もそのとおりで思うんです。

翻って7ページの要件のところを一読したときに、この備考欄のことを念頭に入れるというと、今回のような事案というのは当然起こり得るんじゃないかというのが、最初資料を読んだときの正直な感想でした。

ただ、今日県の説明では、これまでもずっとこういう形でやってきて、そこで齟齬が起きることはなかったということですが、そのこと自体にも、私はちょっと驚きを隠せないというのが正直なところです。

今回の問題は、専任の解釈についての疑義、これが1点、それから、それぞれの部局で技術要件が異なることがあってもいいのかが1点、この2点の問題なのかなという気がいたしております。

**○委員長** そうですね。聞いていても、県の土木部の立場からきちんと論理的に説明しておりましたが、疑問は残るところではあるんですけど。

**○委員** これまでの説明で、例えば必要があつて技術者を2人に分けることで、契約事項に何か影響が、支障があるのか、そういったところで、業者に納得していただけるような行政からの説明がなかったことが不満につながっていると思うんですけど。

**○委員長** 形式的に、2人のうちの1人を専任者として書かれたら、それはそれで、第一順位ですからそのまま通ったと思いますよね。

**○委員** やっぱり言葉のちょっとしたニュアンスで何か勘違いをしたのかもしれませんがよね。構成員の技術者のところでの問題で、代表者の監理技術者の問題ではないんですよ。そこを勘違いしてしまったのかなと思います。

それで、今まではこういう苦情はなかったかもしれないんですけども、今回こういう事態が起きているわけですから、今後も時代は変わっていてどんどん若い建設業者が入ってきますし、県は税金で建設工事を発注しているので、建設業者を育てる、教える、指導する必要があると思います。今までの世代では分かっていたけど、今後の若い世代の建設業者は、分かってない業者がいるかもしれないので、その辺改めて建設業者をしっかり教育していく、指導していくことが必要なのかなと思います。

**○事務局** 少し事務局から補足をさせてください。

私どもも、今回の事案があったので、専任配置に関して、ほかの県また国ではどういった形で運用しているのか確認しました。

国の九州地方整備局、沖縄総合事務局、九州各県に調査をしたところ、技術者の配置で専任というときには、工期を通して1名というのが原則ということは同じ考えで、緩和するときには公告に記載することで、同じ形で運用されているとのことでした。

また、今回応札がなかった業者の中には、もしかしたら交代でできるのであれば応札をしたかったという業者がいる可能性もありますから、認めた場合、今度は逆の立場で、県の説明というのがなかなか難しいところがあるのかなということも懸念されます。

先ほど委員がおっしゃったように、今回の事例を踏まえ、建設業関係団体等と、情報共有して、今後同じ事が起きないようにどうしたらいいかお互い意見交換しながら、考えていきたいと思います。

**○委員長** なかなか難しい問題で、課題も多いんですけど、結論としては、県の参加資格無しという判断が相当であったということになる、その中で、今委員の先生方から出てきた諸課題をこれから注意していただくということなどを書かせていただきたいと思います。

また、意見の趣旨として、県の参加資格無しという判断は相当であったという趣旨の意見を出すことも可能だと思います。

結論としてこういう結論を出すべきだという御意見をお持ちの委員の方、何かごぞいませつかね。

**○委員** 結論を出すのであれば、入札資格無しということで、例外をつくらないという

ことにはなると思うんですが、ただ、働き方改革というのがありますよね。時代がやっぱりコロナ禍の中でも何かが変わってきている。そういう時代をもう進んで行くしかない。ですから、働き方改革で、専任という言葉に関しても、無理が出てくる可能性もある。実際の現場になるとまた違うと思うんですが、外部から見ているとそういう感じの時代になってきて、文言も時代に合わせていく。

ただ、国が決めたものを変えとなると、県としては難しいと思いますが、私個人の意見としては、そう今のところ考えています。

**○委員長** 結論についての御意見等ございませんか。

私個人の一委員としての意見を述べさせていただくと、県の参加資格無しという判断が相当であったか、不相当であったかという結論は出さないといけないと考えます。

ただ、どうしても、現行法の下での解釈になってきます。今日示されたマニュアルとかを前提として、国また県も工事の入札等、落札等、資格要件等も設定されているものから、結局現行の要件、現行の制度の仕組みに従って見たときに、なかなかこれが不相当、不適切であったという結論は難しいと感じます。

ただその中で、各委員がおっしゃるようにこれから見たときに、これは立法論と解釈論があるんですけど、立法論的に見たときには、専任体制でいいのか、それともきちんと企業者に対してもっと県側が説明すべきではないかとか、その課題の部分は、例えば付言とか、そういう形で載せるという形で意見書を取りまとめる方向でもよいのではないかと考えているんですけども。

**○委員** 私は委員長の御判断でよろしいと思います。

**○委員長** それでは、この事案はいろいろな課題があったんですが、県の参加資格無しという判断は不相当である、不適切であるという御意見の方はおりますか。

(なし)

それでは、基本的に県の参加資格無しという判断は相当であるという結論を意見の趣旨として述べて、その理由、また付言という形で、現行の広告の記載内容・方法等について改善の余地がないか、今後本件のような事案が発生しないような対策が考えられるかについて発注者に検討を依頼することを付け加え、意見としてとりまとめるという方向でよろしいでしょうか。

(異議なし)

**○委員長**     ありがとうございます。

では、その内容で意見書を取りまとめて、県の土木部のほうに取り次ぎたいと思います。

意見の文言については、事務局と私のほうで内容の文言等について検討いたしまして、また先生方にも送らせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。